

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域

対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域は、対象事業実施区域が笛吹市に位置し、また、対象事業実施区域が甲府市との市境に接していることから笛吹市と甲府市を基本とする。対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 対象事業実施区域及びその周囲に地域の概況を把握する地域

地 域
甲府市、笛吹市

3.2 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.2.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況のまとめ

1) 自然的状況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況のまとめを表 3-2-1(1)～(4)に示す。

表 3-2-1(1) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要																										
(1) 大気環境	1) 気 象	<p>対象事業実施区域から北北西約 9km 地点に位置する甲府地方気象台の観測結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>観測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温 (平年値)</td> <td>月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。</td> </tr> <tr> <td>降水量 (平年値)</td> <td>年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。</td> </tr> <tr> <td>日照時間 (平年値)</td> <td>5月が最も多く、9月が最も少ない。</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	観測結果	気温 (平年値)	月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。	降水量 (平年値)	年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。	日照時間 (平年値)	5月が最も多く、9月が最も少ない。	平均風速	2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。	風向	2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。													
	項 目	観測結果																										
気温 (平年値)	月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。																											
降水量 (平年値)	年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。																											
日照時間 (平年値)	5月が最も多く、9月が最も少ない。																											
平均風速	2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。																											
風向	2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。																											
2) 大気質	<p>甲府市、笛吹市における測定局としては、平成20年度末において一般環境大気測定局で衛公研局、笛吹局があり、自動車排ガス測定局で県庁自動車排ガス局、国母自動車排ガス局がある。平成20年度の観測結果は以下のとおりとなっている（結果は測定を行っている測定局のみを示す）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>測定局</th> <th>観測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>衛公研、笛吹、 県庁自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>全局</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>県庁自排、 国母自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光化学オキシダント</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を超えた日が77日あった。</td> </tr> <tr> <td>笛吹</td> <td>環境基準を超えた日が96日あった。</td> </tr> <tr> <td>有害大気汚染物質</td> <td>衛公研、県庁自排、 国母自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	測定局	観測結果	二酸化硫黄	衛公研	環境基準を達成している。	二酸化窒素	衛公研、笛吹、 県庁自排	環境基準を達成している。	浮遊粒子状物質	全局	環境基準を達成している。	一酸化炭素	県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。	光化学オキシダント	衛公研	環境基準を超えた日が77日あった。	笛吹	環境基準を超えた日が96日あった。	有害大気汚染物質	衛公研、県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。	ダイオキシン類	衛公研	環境基準を達成している。
項 目	測定局	観測結果																										
二酸化硫黄	衛公研	環境基準を達成している。																										
二酸化窒素	衛公研、笛吹、 県庁自排	環境基準を達成している。																										
浮遊粒子状物質	全局	環境基準を達成している。																										
一酸化炭素	県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。																										
光化学オキシダント	衛公研	環境基準を超えた日が77日あった。																										
	笛吹	環境基準を超えた日が96日あった。																										
有害大気汚染物質	衛公研、県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。																										
ダイオキシン類	衛公研	環境基準を達成している。																										

表 3-2-1(2) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要																								
(1) 大気環境	3) 騒音	道路交通騒音の面的評価結果について、の笛吹市内においては、対象とした 699 戸中 29 戸（平成 20 年度）、甲府市では、対象とした 16,885 戸中 931 戸（平成 21 年度）が環境基準を超えていた。																								
	4) 振動	「平成 21 年版 やまなしの環境 2009」（山梨県,平成 22 年 2 月）によると対象事業実施区域及びその周辺では振動に関する調査は実施されていない。																								
	5) 悪臭	「平成 21 年版 やまなしの環境 2009」（山梨県,平成 22 年 2 月）によると対象事業実施区域及びその周辺では振動に関する調査は実施されていない。																								
(2) 水環境	1) 水象	対象事業実施区域周辺における河川としては、対象事業実施区域の北側に沿って東から西に流れる間門川及び対象事業実施区域内の南側を東から西に流れ対象事業実施区域の北西約 300m の位置において間門川に合流する蟹沢川がある。間門川は対象事業実施区域の北西約 1.6km の位置において芋沢川と合流した後、富士川水系の笛吹川中流に流入している。																								
	2) 水質	<p>①河川 間門川、蟹沢川の水が流れ込む笛吹川において 5 地点で測定が実施され、平成 21 年度における水質調査結果は以下のとおりとなっている。</p> <p>また、笛吹川でダイオキシン類の測定を実施している 1 地点の調査結果は環境基準を達成している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>全地点で環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素量</td> <td>3 地点で環境基準値を下回った。</td> </tr> <tr> <td>生物学的酸素要求量</td> <td>年間 75% 値は全の地点で環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>1 地点で環境基準を超える検体があった。</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>全ての地点で環境基準値を超える検体があった。</td> </tr> <tr> <td>健康項目</td> <td>全ての地点の全項目で環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②地下水 笛吹市、甲府市における地下水の調査結果は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況調査（平成 21 年度）</td> <td>甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。</td> </tr> <tr> <td>継続監視調査（平成 21 年度）</td> <td>笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。</td> </tr> <tr> <td>汚染井戸周辺地区調査（平成 17 年度）</td> <td>笛吹市境川町藤袋において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類（平成 21 年度）</td> <td>甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査結果	水素イオン濃度	全地点で環境基準を達成している。	溶存酸素量	3 地点で環境基準値を下回った。	生物学的酸素要求量	年間 75% 値は全の地点で環境基準を達成している。	浮遊物質	1 地点で環境基準を超える検体があった。	大腸菌群数	全ての地点で環境基準値を超える検体があった。	健康項目	全ての地点の全項目で環境基準を達成している。	項目	調査結果	概況調査（平成 21 年度）	甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。	継続監視調査（平成 21 年度）	笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。	汚染井戸周辺地区調査（平成 17 年度）	笛吹市境川町藤袋において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。	ダイオキシン類（平成 21 年度）	甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。
	項目	調査結果																								
	水素イオン濃度	全地点で環境基準を達成している。																								
溶存酸素量	3 地点で環境基準値を下回った。																									
生物学的酸素要求量	年間 75% 値は全の地点で環境基準を達成している。																									
浮遊物質	1 地点で環境基準を超える検体があった。																									
大腸菌群数	全ての地点で環境基準値を超える検体があった。																									
健康項目	全ての地点の全項目で環境基準を達成している。																									
項目	調査結果																									
概況調査（平成 21 年度）	甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。																									
継続監視調査（平成 21 年度）	笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。																									
汚染井戸周辺地区調査（平成 17 年度）	笛吹市境川町藤袋において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。																									
ダイオキシン類（平成 21 年度）	甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。																									
3) 底質	平成 21 年度における笛吹川の底質については、笛吹川下流三郡東橋の 1 地点においてダイオキシン類の測定が実施されており、環境基準を達成している。																									
4) 土壌汚染	笛吹市、甲府市における土壌調査については、平成 20 年度に甲府市立湯田小学校の 1 地点で調査が実施され、環境基準を達成している。																									
(3) 土壌及び地盤環境	1) 土壌	対象事業実施区域の土壌は、およそ北側半分は淡色黒ボク土（丸山統）、南側半分は褐色森林土（氷見統）が分布し、北東側及び南西側の敷地境界付近に褐色森林土（中道 2 統）も分布している。																								
	2) 地形	対象事業実施区域は、緩やかな山地斜面にあり、南側の一部が谷底平野となっている。なお、対象事業実施区域に近い活断層は、北側約 1km の位置に確実な活断層が、不確かな活断層が北側約 220m の位置にあるが、対象事業実施区域には存在していない。																								

表 3-2-1(3) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
(3) 土 壌 及 び地盤環境	3) 地 質	対象事業実施区域の表層地質は、主に洪積世の洪積堆積物であり西側及び南側の低地部は沖積世の砂礫質沖積層となっている。
	4) 重要な 地形・地質	地形レッドデータブックによると、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の断層地形が危機にある地形に選定されており、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の新时期断層変位地形及び北東側約 2～14km の一宮町周辺の扇状地群が、保全すべき地形に選定されているが、対象事業実施区域には重要な地形・地質は分布していない。
(4) 植物、動 物及び生態 系	1) 植 物	<p>対象事業実施区域及びその周辺の植生は、主に中央から東側にかけて桑園、南西側の低地部に水田雑草群落 distributes、一部ヤブツバキクラス域代償植生としてクヌギーコナラ群集及びアカマツ植林が分布する。なお、現在の対象事業実施区域は主に果樹園、畑及び水田が主体であり、南東側の休耕田の一部は湿地状となった地域がみられる。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周辺には、特定植物群落、巨樹・巨木林は分布していない。</p>
	2) 動 物	<p>①哺乳類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去にコウモリ、ムササビ、ノウサギ、ホンダタヌキ、ニホンイタチ、ニホンアナグマ、ニホンリス、ホンシュウモモンガ、ニホンザル、ヤマネ、キツネ、イノシシ、タヌキ、ニホンツキノワグマ等が確認されている。</p> <p>②鳥 類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去に猛禽類としてはオオタカ、チョウゲンボウ、ノスリ、ハチクマ、クマタカ、オジロワシ等が確認され、その他、鳥類も多種確認されている。</p> <p>③両生類・爬虫類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去に両生類ではカジカガエル、シュレーゲルアオガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル、爬虫類ではイシガメ、ミシシippiaカミミガメ、ニホンカナヘビが確認されている。</p> <p>④淡水魚類 対象事業実施区域周辺の水域の本流である笛吹川においては、過去にアブラハヤ、ウグイ、カジカ、コイ、ドジョウ、ナマズ、モツゴが確認され、旧境川村及び旧中道町においては、カジカ、ヤマメ、アマゴ、スジシマドジョウ等が確認されている。</p> <p>⑤昆虫類 対象事業実施区域周辺の旧境川村及び旧中道町においては、多種の昆虫類が確認されており、準絶滅危惧種（山梨県）に指定されているオオチャバネセセリも確認されている。</p>
(5) 景 観	1) 景 観	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、御坂山地から流れ出る河川によって形成された複合扇状地が、変位を受けて形成された丘陵地(曾根丘陵)にあたり、丘陵地が開拓された農村景観を呈している。</p> <p>景観構成要素としては、田畑、果樹園及び住宅地などの人工的要素と、背後に広がる樹林地、また対象事業実施区域周辺を流れる間門川、蟹沢川など自然的要素が混在し形成されている。</p>

表 3-2-1(4) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
(6) 人と自然との触れ合い活動の場	1) 人と自然との触れ合い活動の場	対象事業実施区域の周辺には、公園やアウトドア施設などが分布しているが、対象事業実施区域内には主要な人と自然との触れ合いの活動の場は分布していない。なお、笛吹市にはレクリエーションの場として、散策コースが設定されている地域があるが、対象事業実施区域周辺には存在していない。
(7) 歴史的・文化的環境	1) 歴史的・文化的環境	<p>①文化財等の状況</p> <p>対象事業実施区域に最も近い指定文化財としては、直近に桑原家文書があるが、書跡であって対象事業による影響を受けるものではない。</p> <p>②埋蔵文化財包蔵地</p> <p>対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財として、馬場遺跡、前付遺跡、大祥寺遺跡が分布し、対象事業実施区域周辺にも、数多くの集落跡、散布地、古墳などが分布している。</p> <p>なお、対象実施区域における試掘調査の結果、ごみ処理施設の範囲においては、出土品が確認されたため、工事着手前に本掘を行う予定である。最終処分場の範囲においては、試掘の結果、出土品は確認されなかった。</p>
(8) その他の事項	1) テレビジョン電波	対象事業実施区域及びその周辺のテレビジョン放送は、甲府局（アナログ、デジタル）及び甲府南局（アナログ：親局は甲府局）から受信している状況である。
	2) 公害苦情件数	平成 20 年度における甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市においては、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭に関して合計 309 件の苦情がある。

2) 社会的状況

対象事業実施区域及びその周囲の社会的状況のまとめを表 3-2-2(1)～(6)に示す。

表 3-2-2(1) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要															
(1) 行政区画	1) 行政区画	対象事業実施区域は、笛吹市の北西側の境川町寺尾地区に位置し、甲府市との市境に近く、周辺は主に甲府盆地の南東部から山地へと向かう途中の丘陵部（曽根丘陵）となっている。また、笛吹市は、平成 16 年 10 月 12 日に旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川町が合併し誕生し、平成 18 年 8 月 1 日には旧芦川村とも合併している。															
(2) 人口	1) 人口及び世帯数	<p>平成 22 年度における人口、世帯数は以下に示すとおりであり、近年減少傾向にある。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口総数</th> <th>世帯数総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲府市</td> <td>198,838</td> <td>85,211</td> </tr> <tr> <td>笛吹市</td> <td>70,519</td> <td>25,445</td> </tr> <tr> <td>山梨市</td> <td>36,796</td> <td>13,035</td> </tr> <tr> <td>甲州市</td> <td>33,947</td> <td>11,583</td> </tr> </tbody> </table>	地域	人口総数	世帯数総数	甲府市	198,838	85,211	笛吹市	70,519	25,445	山梨市	36,796	13,035	甲州市	33,947	11,583
	地域	人口総数	世帯数総数														
	甲府市	198,838	85,211														
笛吹市	70,519	25,445															
山梨市	36,796	13,035															
甲州市	33,947	11,583															
2) 人口密度	平成 22 年における人口密度は、甲府市 936 人/km ² 、笛吹市 349 人/km ² 、山梨市 127 人/km ² 、甲州市 129 人/km ² である。																
3) 人口動態	自然動態については、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市のいずれも減少しており、社会動態については、笛吹市を除き減少している。																
(3) 産業	1) 産業人口	平成 17 年における産業別就業者数を見ると、甲府市では卸売・小売業の就業者が最も多く、次いで製造業の順となっている。笛吹市、山梨市及び甲州市では農業が最も多く、次いで卸売・小売業の順となっている。															

表 3-2-2(2) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要
(3)産業	2)産業構造	<p>①商 業 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 16 年から平成 19 年にかけての変化をみると、商店数は 4 市とも減少しているが、従業者数及び年間商品販売額は、甲州市で増加し、その他 3 市では減少している。</p> <p>②工 業 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 19 年から平成 21 年にかけての変化をみると、事業所数は 4 市とも増減を繰り返しているが、従業者数は、山梨市を除き年々減少している。年間製造品出荷額等は、4 市とも平成 19 年から平成 20 年の変化に比べ、平成 20 年から平成 21 年は大きく減少している。</p> <p>③農業・林業 平成 21 年度における農業就業人口は、甲府市 2,300 人、笛吹市 7,214 人、山梨市 3,619 人及び甲州市 4,489 人であり、4 市ともに、専業農家よりも兼業農家の数が多い。 また、平成 21 年度における森林面積は、甲府市 13,633ha、笛吹市 11,836ha、山梨市 23,684ha 及び甲州市 21,141ha であり、甲府市、笛吹市では、民有林面積が多く、山梨市、甲州市では県有林面積と民有林面積がそれぞれ約半分の割合となっている。</p> <p>④漁 業 平成 15 年における漁業従業者数は、甲府市 6 人、笛吹市 28 人、山梨市 14 人及び甲州市 3 人であり、全て養殖業となっている。</p>
	(4)土地利用	<p>1) 土地利用状況 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市を含む国中地域では、平成 17 年から平成 19 年の間に、農用地、水面・河川・水路が減少し、森林、宅地、道路の面積が増加している。</p> <p>2) 土地利用計画 対象事業実施区域は「都市計画法」に基づく都市計画区域となっているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない。 また、対象事業実施区域は一部を除いて、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域となっており、農用地区域にも指定されている。</p>
(5)環境保全 についての配慮が特に必要な施設の状況	1) 幼稚園・保育所・学校	対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 0.5km の位置に中道保育所、南西へ約 1km の位置に中道南小学校がある。それ以外の施設は、中央市の大鳥居地区に 2 ヶ所、甲府市の市街地及びその周辺や笛吹市の境川町小黒坂地区から八代町にかけての地域に多数存在している。
	(2)病院、福祉施設、文化施設	対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 1km の位置に健康の杜センター アネシス、西へ約 1.5km の位置に中道 YLO 会館、北西へ約 1.5km の位置に県立考古博物館、北東へ約 1.5km の位置に境川坊ヶ峯ふれあいセンターがある。それ以外の施設は、甲府市の上曾根地区に 1 ヶ所、笛吹市の境川町三椏地区及び小黒坂地区から八代町にかけての地区に存在している。
(6)水利用	1) 水域利用の状況	対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川においては、水田の農業用水としての取水が行われている。
	2) 地下水の利用状況	対象事業実施区域の北東側約 1km の位置及び東側約 1.5km の位置に農業用の深井戸が設置されている。
	3) 漁業権の設定状況	対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川は笛吹川の支流であり、これら支流が合流する笛吹川の中流域に関しては山梨中央漁業協同組合が漁業権者である。

表 3-2-2(3) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要													
(7) 交通	1) 交通	対象事業実施区域内には、北側にある県道鶯宿中道線の支道が通っている。また、対象事業実施区域の西側に一般国道 358 号線が南北に通っており、県道鶯宿中道線が接続している。													
(8) 環境整備	1) 下水道の整備状況	甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 20 年 3 月末現在の下水道整備状況については、4 市ともに、公共下水道または浄化槽が利用されており、水洗化率は 92%以上と高い。													
	2) 上水道の整備状況	甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 21 年度の水道給水普及状況については、4 市とも上水道の普及率は 95%以上と高い。													
	3) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の状況	<p>①一般廃棄物処理施設の状況</p> <p>一般廃棄物処理施設の状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ焼却施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。</td> </tr> <tr> <td>資源化等を行う施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。</td> </tr> <tr> <td>ごみ固形燃料化施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。</td> </tr> <tr> <td>埋立処分施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m³ である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、14 施設あり、施設規模は全体で 798 kℓ/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 5 施設である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②産業廃棄物処理施設の状況</p> <p>山梨県内から排出される産業廃棄物の量は、平成 20 年度で 157 万 1 千トンと推定されており、5 年間で約 14 万トン減少している。</p> <p>産業廃棄物の内容は、砂利の洗浄や工場排水の中和、下水処理などに伴う汚泥が 92 万 4 千トンとほとんどで、次いで建設現場から出るがれき類、金属くず、廃プラスチック類などとなっている。</p> <p>山梨県内には産業廃棄物の最終処分場は安定型の処分場が一ヶ所、管理型の処分場が一ヶ所あるが、産業廃棄物の最終処分量は平成 20 年度で 14 万 4 千トンと推計されており、そのうち 11 万 9 千トンが事業者により自家処理され、残り 2 万 4 千トンのほとんどが、処理業者によって県外に運ばれ最終処分されている。</p>	施設	状況	ごみ焼却施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。	粗大ごみ処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。	資源化等を行う施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。	ごみ固形燃料化施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。	埋立処分施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m ³ である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。	し尿処理施設
施設	状況														
ごみ焼却施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。														
粗大ごみ処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。														
資源化等を行う施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。														
ごみ固形燃料化施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。														
埋立処分施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m ³ である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。														
し尿処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、14 施設あり、施設規模は全体で 798 kℓ/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 5 施設である。														

表 3-2-2(4) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
(9) 関係法令等の指定、規制等	<p>1) 関係法令による指定地域、地区の指定状況</p> <p>対象事業実施区域及び周辺は、次の法令による地域・区域等の指定がなされている。</p> <p>①都市計画法：対象事業実施区域を含む笛吹市全域は、都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない。</p> <p>②農業振興地域の整備に関する法律：対象事業実施区域及び周辺は、農業振興地域（農用地区域）に指定されている。</p> <p>③国土利用計画法：対象事業実施区域内の中央部の大半及び対象事業実施区域の周辺（北側）は、農業地域（農用地区域）に指定されている。</p> <p>④河川法：対象事業実施区域を流れる蟹沢川及び、対象事業実施区域の北側端を流れる間門川は河川区域に指定されている。</p> <p>⑤土砂災害防止法：対象事業実施区域北西側に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害警戒区域（地滑り）が、対象事業実施区域及び周辺を流れる間門川、蟹沢川周辺は土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。</p>
	<p>2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況</p> <p>①大気汚染</p> <p>(7) 環境基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく、大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準 ・中央公害対策審議会が示した大気中炭化水素濃度の指針（光化学オキシダントの環境基準を達成するうえで必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標） <p>(4) 規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）に基づく排出基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく、ダイオキシン類の大気排出基準 <p>②騒音</p> <p>(7) 環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく騒音に係る環境基準 <p style="padding-left: 2em;">本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</p> <p>(4) 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく特定工場等に対する規制基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく特定建設作業に対する規制基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく自動車騒音の要請限度 <p style="padding-left: 2em;">本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則 9 号）に基づく特定工場等の設置の届出及び規制基準 ・「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則 9 号）に基づく特定建設作業の規制基準 ・「甲府市公害防止条例」（昭和 47 年 1 月 11 日 規則第 2 号）に基づく指定工場等の規制基準

表 3-2-2(5) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
<p>(9) 関係法令等の指定、規制等</p> <p>2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況</p>	<p>③振 動</p> <p>(7) 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく特定工場等の規制基準 ・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく特定建設作業の規制基準 ・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく道路交通振動の限度 <p>本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</p> <p>④悪 臭</p> <p>(7) 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号) に基づく規制基準 ・「甲府市公害防止条例」(昭和 47 年 1 月 11 日 規則第 2 号) に基づく規制基準 <p>⑤水質汚濁</p> <p>(7) 環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号) に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) に基づく、水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準 <p>(イ) 規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下水道法」(昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号) 及び「笛吹市下水道条例」(平成 16 年 10 月 12 日条例第 170 号) に基づく、下水道排除基準が定められている。
	<p>⑥土壌汚染</p> <p>(7) 環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号) に基づく土壌汚染に係る環境基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) に基づく、土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準 <p>本事業においては、焼却施設供用時の煙突排ガスに伴う土壌汚染の可能性がある。</p>
	<p>⑦地盤沈下</p> <p>(7) 規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」(昭和 48 年 6 月 1 日) に基づく指導基準 ・「笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例」(平成 16 年 10 月 12 日条例第 144 号) に基づく許可基準

表 3-2-2(6) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
(9) 関係法令等の指定、規制等	<p>3) 自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策</p> <p>山梨県では、環境の保全及び創造に関する基本理念並びに県民・事業者・県の責務を定めるとともに、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16 年 4 月に「環境基本条例」を施行し、そして、環境基本条例で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するため、平成 17 年 2 月に「山梨県環境基本計画」が策定されている。</p>
	<p>4) 地球温暖化対策の推進に関する施策</p> <p>①地球温暖化対策の推進に関する法律</p> <p>京都議定書の削減目標を達成するためには、国全体を対象とした総合的な対策が必要とされるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月法律第 2 号) が制定された。この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしており、この中で、「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)講ずるように努める」とされている。</p> <p>②山梨県地球温暖化対策実行計</p> <p>山梨県では、温暖化対策の推進を図り、「山梨県地球温暖化対策条例」が平成 20 年 12 月に公布され、条例に基づき「山梨県地球温暖化対策実行計画」が平成 21 年 3 月に策定されている。</p>